

## 余裕期間制度の実施について(お知らせ)

令和5年10月

長門市企画総務部監理管財課

長門市が発注する建設工事において、工事着手日前に建設労働者の確保や建設資材の調達等を行うことができる余裕期間制度について、下記により実施しますのでお知らせします。

### 1 (対象工事)

緊急性のある工事、その他余裕期間を設定することが適当でない工事を除く建設工事の中から、発注者が選定します。

### 2 (余裕期間制度の方式)

- (1) 発注者指定方式とは、発注者が工事着手日を指定する方式のことです。
- (2) 任意着手方式とは、受注者が工事着手期限日までの間で工事着手日を選択することができる方式のことです。

### 3 (余裕期間の設定等)

余裕期間は、60日を超えない範囲内で設定します。また、余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行いません。

### 4 (実工期の設定等)

- (1) 発注者指定方式の場合は、発注者において、工事着手日及び工事完成日を設定します。
- (2) 任意着手方式の場合は、受注者において、工事着手期限日までの間で工事着手日を任意に設定し、落札決定日の翌日までに工事着手日通知書(別記様式第1号)を発注者に提出することにより、工事着手日及び工事完成日を設定します。
- (3) 工事請負契約書に記載する工期は、実工期とします。
- (4) 工事着手日を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議の上、実工期に係る変更契約を行うことができるものとします。

### 5 (発注時の条件明示)

発注時に次の条件を明示します。

- (1) 当該工事が余裕期間制度の対象工事であること。
- (2) 余裕期間制度の方式(発注者指定方式又は任意着手方式)
- (3) 工事着手日(発注者指定方式の場合)又は工事着手期限日(任意着手方式の場合)

### 6 (前払金)

受注者は、工事着手日以降に前払金の支払を請求することができるものとします。

### 7 (技術者等の配置)

- (1) 余裕期間中は、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者若しくは監理技術者補佐又は現場代理人の配置を要しません。
- (2) 受注者は、工事着手日に配置予定技術者を確実に配置できるよう、当該技術者が従事している他の工事の配置期間等に十分留意してください。

(3) 工事着手日に技術者を配置できない場合には、発注者は、工事請負契約書に基づく契約解除、及び、長門市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を検討します。

#### 8 (余裕期間中の現場管理等)

- (1) 余裕期間中の現場管理は、発注者が行います。
- (2) 受注者の現場管理責任は、工事着手日から発生します。
- (3) 受注者は、余裕期間中に、現場に搬入しない資材等の準備及び書類作成等を行うことができるが、測量、現場への資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手することはできません。
- (4) 余裕期間中に行う準備は、受注者の責任により行うものとします。

#### 9 (契約保証の期間)

契約保証の保証期間は、契約期間を含むものとします。

#### 10 (工程表)

工事請負契約書に基づく工程表は、余裕期間を記入したものを提出してください。

#### 11 (工事实績情報システム(CORINS)の登録)

受注者が、工事实績情報システム(CORINS)に登録する工期は契約期間とし、技術者情報(従事期間)は、工事請負契約書に記載された実工期とします。

#### 12 (その他)

対象工事の完成後において、発注者がアンケートの提出を求めた場合は、受注者にご協力をお願いします。

#### 13 (適用年月日)

令和5年10月10日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。